

7監第 80 号
令和8年2月2日

福島市議会議長 白川敏明様
福島市長 馬場雄基様

福島市監査委員 矢吹淳一
同 佐藤成
同 黒澤仁
同 後藤善次
(公印省略)

監査の結果に関する報告について

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり提出いたします。

なお、地方自治法第199条の2の規定により、監査委員 矢吹淳一を総務部在任期間中の執行業務に係る監査について除斥しました。

令和7年度

定期監査 結果報告書

総務部
環境部

令和8年2月2日提出

福島市監査委員

定期監査の結果に関する報告

第1 準拠している基準

福島市監査基準

第2 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項に基づく定期監査

第3 監査の対象

1 対象部局

総務部：総務課、秘書課、人事課、男女共同参画センター

環境部：環境政策課、環境衛生課、ごみ政策課、廃棄物対策課、
環境施設マネジメント室 環境施設整備課、
環境施設マネジメント室 あぶくまクリーンセンター、
環境施設マネジメント室 あらかわクリーンセンター

2 対象期間

令和6年4月から令和7年3月までの執行業務
(必要に応じて令和5年度及び令和7年度の執行業務)

第4 監査の着眼点

市の財務に関する事務の執行、市の経営に係る事業の管理について、次の視点で監査を行った。

- 1 収入、支出、契約、財産管理などの事務が適法、適正、正確に執行されているか
- 2 コスト縮減など経済的、効率的な事務執行が行われているか
- 3 事業手法が目的を達成するために有効なものか
- 4 内部統制の整備状況、運用状況が有効か

第5 監査の主な実施内容

重点監査事項である「市が補助金等を支出している事務」及び前回の指摘事項等については、内部統制の整備状況及び運用状況について、提出を求めた資料や関係職員からの説明・聴取により有効性を評価し、リスクの程度に応じて実施した。

また、その他に関してはあらかじめ提出を求めた資料に基づき、関係職員から説明を聴取するとともに、財務関係諸帳簿との照合による書面審査、現金等確認、金庫確認、備品確認及び施設実査を実施した。

第6 監査の実施場所及び日程

1 実施場所

福島市役所及び衛生処理場

2 日程

令和7年8月18日から令和7年12月25日まで

(うち施設実査 令和7年11月12日)

第7 監査委員の除斥

地方自治法第199条の2の規定により、矢吹淳一監査委員を総務部在任期間中の執行業務に係る監査について除斥とした。

第8 監査の結果

第1から第6まで記載のとおり監査した限りでは、財務に関する事務の執行等は、おおむね法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的に行われていると認められた。

ただし、以下の内容については、必要な措置を講じ、今後の事務処理に万全を期されたい。
なお、事務処理上留意すべき点で軽易なものについては、別途留意又は改善を促した。

その他（その他（旅費・復命含む））

・時間外勤務の時間数に誤りがあり、時間外勤務手当を多く支給しているものがあった。

（総務部 総務課）